

第2回 政治倫理に関する検討会次第

日時：令和5年7月13日（木） 午前11時～

場所：江東区議会（第一委員会室）

協議事項

- 1 （仮称）江東区議会議員政治倫理条例について
(資料1)
(資料2)
(参考1)
- 2 その他

政治倫理条例に関する条文構成（例）について

資料 1

1. 主な条文項目

番号	項目	概要（例）	23区（新宿、北、墨田）導入自治体	全国導入自治体（抜粋）
1	目的	議会及び議員が区民の代表として人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位に基づく影響力を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講じ、区政に対する区民の信頼に応える	（概ね）すべての自治体	
2	議会の役割	議会は、議員の政治倫理向上に資する取組を進め、区民に対する説明責任を果たし、公正性及び透明性確保をする	新宿区、墨田区	上尾市、府中市
3	議員の責務	議員は、法令、条例等を遵守し、区政の権能と責務を深く自覚し、政治倫理規準を遵守しなければならない 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない	（概ね）すべての自治体	
4	区民の役割	区民は、議員に政治倫理規準を逸脱する行為を求めてはならない、また、議員活動及び政治姿勢の説明を求められることができる	新宿区、墨田区	千葉市、府中市
5	政治倫理規準	●信用失墜行為の禁止（墨田区） ●地位を利用した金品授受の禁止（墨田区・北区） ●不当（不正）な影響力行使の禁止（新宿区・墨田区） ●契約等についての不正な働きかけの禁止（北区） ●人権侵害（ハラスメント等）のおそれのある行為の禁止（新宿区・墨田区） ●道義的批判を受ける寄附（献金）の自粛（墨田区・北区）	（概ね）すべての自治体 ※基準は各自治体により異なる	
6	兼業の報告義務	議員は、自らが主として収益事業を営む法人又は区から補助金等を受ける法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いた場合には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない	新宿区、北区、墨田区	会津若松市、生駒市
7	住民・議員の調査請求	議員が政治倫理規準や法令等に違反した又は疑いがあるときは、議員又は区民が議長に調査請求をすることができる （墨田区：議員定数の8分の1以上の議員又は1000人以上の区民（18歳以上の者）の連署） （北 区：議員定数の8分の1以上の議員又は500人以上の区民の連署） （新宿区：議員定数の8分の1以上の議員又は100人以上の区民（20歳以上の者）の連署）	（概ね）すべての自治体	
8	政治倫理審査会	議長は調査請求が適正であると認めるときは、政治倫理審査会を設置し、当該調査請求に係る事案の審査を審査会に付託する （墨田区：議会の議決により議員政治倫理調査特別委員会を設置し、審査会の委員の定数は8人とする） （北 区：2年任期で審査会を置く。委員は13人とし、8人を議員、5人を区民及び識見を有する者から、議長が委嘱する） （新宿区：2年任期で審査会を置く。委員は8人とし、3人を議員、3人を区民、2人を識見を有する者から、議長が委嘱する）	（概ね）すべての自治体 ※議員のみで構成する審査会とし、必要に応じて外部有識者に調査をさせている自治体もある	
9	議会の措置	議長は、審査会（委員会）より政治倫理基準に違反している旨の報告を受けたときは、以下の措置を講じる （墨田区：(1) 議場での議長による注意 (2) 議会・委員会等の一定期間の出席停止催告 (3) 議長等の役職辞任催告 (4) 議員辞職催告） （北 区：議会は区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずる） （新宿区：議会は区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずる）	（概ね）すべての自治体	

2. その他の検討項目

番号	項目	概要（例）	23区（新宿、北、墨田）導入自治体	全国導入自治体（抜粋）
10	請負等の制限	議員や議員の配偶者が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、区を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買に係る契約締結を辞退するよう努める	墨田区	取手市
11	指定管理者の指定辞退	議員や議員の配偶者が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業は、指定管理者とならないよう努める	墨田区	大月市
12	依頼等の記録義務	議員は、区の職員又は出資団体等者の職員に対し、その職務に関し、口頭又は文書により要望し、又は依頼をしたときは、その内容を記録した文書または文書の写しを、依頼等をした日から10日以内に議長に提出しなければならない	新宿区	会津若松市
13	資産公開	議員は、資産並びに前年1年間の収入及び税等の納付状況を記載した報告書を作成し、毎年、議長に提出しなければならない	なし	嘉麻市
14	問責制度	議員が犯罪等による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に説明会の開催を求めなければならない。この場合において、議員は、説明会に出席し釈明しなければならない	なし	福岡市

23 区の導入区における政治倫理基準の例について

(墨田区・北区・新宿区)

墨田区

(政治倫理規準)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。
 - (2) 区民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職権を不正に行使するよう働き掛けをしないこと。
 - (4) その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
 - (5) 政治活動における虚偽の事実の摘示、誹謗中傷の発言若しくは議会報告会、チラシ、ウェブサイト等を利用した情報発信により、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
 - (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
 - (7) 墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の規定に基づく区税及び墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の規定に基づく国民健康保険料の完納又は健全な計画に基づく分納等を誠実に行うこと。
- 2 議員は、前項の規定又は法令、条例等に違反する行為（重大なものに限る。）を行った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。
- 3 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに議会としての対応を協議するものとする。
- 4 議員は、第1項に規定する政治倫理規準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

北区

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、東京都北区（以下「区」という。）の職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。

(3) 区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。

(4) 次条に規定する兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 及び第 117 条の規定の趣旨を尊重し、区民に対し疑惑の念を生じさせることがないように努めること。

(5) 政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自粛すること。政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する団体（以下「後援団体」という。）についても同様とする。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

新宿区

第 2 章 政治倫理基準

（不正な影響力の行使の禁止）

第 5 条 議員は、区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体（以下「出資団体等」という。）及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

（依頼等をしたときの記録義務）

第 6 条 議員は、区の職員又は出資団体等若しくは指定管理者の役職員に対し、その職務に関し、口頭又は文書により意見を伝え、要望し、又は依頼をしたとき（以下「依頼等をしたとき」という。）は、口頭による場合はその内容を記録した文書（以下「記録文書」という。）を、文書による場合はその文書の写しを、依頼等をした日から 10 日以内に議長に提出しなければならない。ただし、公開の場等で依頼等をしたとき又は軽易な事項について依頼等をしたときは、この限りでない。

2 議長は、前項の規定により提出された記録文書及び文書の写しを、当該記録文書又は当該文書の写しを提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。

（兼業の報告義務）

第 7 条 議員は、議員となった時に、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体等を除く。以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いている場合は、議員となった日から 1 か月以内に、議長に、兼業報告書（以下「報告書」という。）を提出しなければならない。

(1) 主として収益事業を営む法人等

(2) 区の許認可が必要な事業を営む法人等

(3) 区から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなった場合又は新たに法人等の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職に就くこととなった場合について準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。

3 議員は、前2項の規定により提出した報告書の内容に変更があったとき又は自ら事業を営むことをやめたとき若しくは法人等の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した届出書を議長に提出しなければならない。

4 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された報告書（前項の規定により届出書が提出された場合は、当該届出書を含む。）を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。

5 報告書及び第3項の届出書の様式は、議長が別に定める。

（人権侵害のおそれのある行為の禁止）

第8条 議員は、その地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力を掛ける行為をしてはならない。

2 議員は、セクシュアル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動をいう。）に当たる行為その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

江東区議会議員政治倫理条例の制定に向けたスケジュール案

江東区議会議員の政治倫理意識の向上のため、政治倫理に関する基準を規定した条例を制定する。6月から月に1回程度の検討会を実施し、令和5年度内に条例制定を目指すスケジュール案を検討。

条例制定スケジュール案

日程	会議	内容
6月	検討会	外部有識者の選定、スケジュールの確認
7月	検討会	条例構成等の検討 ↓ ※必要に応じて 外部有識者より意見聴取
8月	検討会	
9月	検討会	
10月	検討会	
11月	検討会	
12月	検討会	↓
1月	検討会	
2月	幹事長会・議運	議員提出条例案の協議
3月	幹事長会・議運	議員提出条例案の決定
	1定	条例の議決